

北陸先端科学技術大学院大学における課外活動団体の認定に関する取扱要項

平成23年 3月 1日  
学 長 裁 定

1. 目的

この要項は、北陸先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における学生の正課外での活動を大学教育の一環として位置付けすることにより、学生の人格形成を図り、もって社会生活に必要な自律性及び協調性を備えた心身ともに健康な学生を育成することを目的とする。

2. 課外活動団体の認定

本学の学生が課外活動団体（以下「団体」という。）を設立しようとするときは、本学の認定を受けなければならない。

3. 認定基準

団体の認定を受けるには、次のいずれの条件をも満たすものでなければならない。

(1) 構成員の条件

当該団体の構成員になることができる者は、次のとおりとする。

- ① 正会員：本学の正規の課程の学生
- ② 準会員：本学の科目等履修生，聴講生，特別聴講学生，研究生及び特別研究学生
- ③ 顧問教員：当該団体の指導及び助言を行う本学の専任教員
- ④ 賛助会員：顧問教員以外の本学職員

(2) 団体の条件

- ① 本学の教育目的に沿うものであること。
- ② 原則として正会員5名以上と顧問教員で組織されていること。
- ③ 全構成員が責任感を持って、計画的かつ日常的に運営されていること。
- ④ 本学の指示及び指導に従い、安全かつ適切な活動を行うものであること。

4. 認定手続等

(1) 団体の認定を受けようとする場合は、所定の課外活動団体認定申請書に次の事項を記載し、その他本学が指定する書類を添えて、学生・留学生支援課へ提出の上、学長の許可を受けなければならない。

- ① 当該団体の名称，目的及び活動予定内容
- ② 全構成員の氏名，連絡先等を記載した名簿
- ③ 顧問教員の氏名及び承諾印

(2) (1) の申請に当たっては、正会員及び準会員は、学生教育研究災害傷害保険及び学研災付帯賠償責任保険に加入していなければならない。

(3) 認定を受けた団体がその活動を継続しようとするときは、認定されている期間の終了する日の3週間前までに、認定の手続に準じて申請手続を行い、継続の承認を受けなければならない。この場合において、当該団体は、前年度の活動実績報告書も併せて提出しなければならない。

## 5. 認定の決定等

- (1) 学長は、認定の申請があった場合は、3の基準を満たしているかどうか等を審査し、認定の可否を決定する。この場合において、認定期限は当該年度末までとする。
- (2) 学長は、継続の申請があった場合は、認定の可否に準じて継続の可否を決定する。

## 6. 認定の効果

団体として認定した場合に有する効果は、次のとおりとする。

- ① 当該団体名に本学の名称又はJ A I S Tの呼称を付記又は冠することができる。
- ② 学内の諸施設・設備の利用許可、学内の指定場所における掲示及び用具の貸与・購入等の便宜供与を受けることができる。
- ③ 学外施設を利用する場合等の証明書類及び割引制度を受けることができる。
- ④ 当該団体の活動を保険の請求対象として本学が認めること。
- ⑤ 本学が公式ホームページや広報物等で紹介すること。

## 7. 活動の申請

認定を受けている団体が学外で活動を行おうとする場合、構成員以外の者を含めて活動を行おうとする場合又は学外の団体に加入しようとする場合は、当該活動内容について事前に学長の許可を受けなければならない。

## 8. 団体の監査

本学が必要と認める場合は、認定した団体について、当該団体の活動状況、広報物、名簿、会計その他の状況を監査することがある。この場合において、当該団体及び構成員は、これに誠実に応じなければならない。

## 9. 変更の届出

3の認定基準のいずれかの条件に該当しなくなった場合及び提出した書類の内容に変更が生じた場合は、当該団体は、速やかに所定の様式により学生・留学生支援課に届け出るものとする。

## 10. 認定の取消し

学長は、認定した団体が次のいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。

- ① 9の届出を怠ったとき。
- ② 3の認定基準のいずれかの条件に該当しなくなったとき。
- ③ 本学の規則等に違反する活動を行ったとき。
- ④ その他本学の指示に従わなかったとき。